

大正期における学生学内改革運動

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史資料センター 公開日: 2021-11-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村松, 玄太 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21973

【研究ノート】

大正期における学生学内改革運動

——明治大学校歌制定との関わりにおいて

村松玄太

はじめに

一九二〇（大正九）年に明治大学校歌が制定されて百年を閲した。その制定以来校歌は学生・校友・教職員の別なく愛唱され現在に至っている。よく知られている通り、校歌制定の直接的な契機は、同年十月二十三日開催の大学対抗ポートルースの応援に供することであった。その点は疑う余地がないのだが、他方で当時盛り上がりを見せていた、学生による学内改革運動が、校歌制定のもう一つの導因であったことも改めて指摘する必要がある。

校歌制定と学内改革運動との関連を踏まえることにより、なぜ校歌の制定に学生が自主的にあたったのか、そして

また、なぜその動きを大学側が容易に肯んぜなかったのか、さらに制定当初の明治大学校歌を当時の学生たちがどのように捉えていたのかといった、校歌制定をめぐるいくつかの疑問を明らかにできる。すでに校歌制定にあたって学生の学内改革運動が関連していることは、後述のように校歌制定の関係者が触れており、『明治大学百年史』でも少しく触れている。さらに軍司貞則、渡辺隆喜、そして校歌をめぐる論稿を数多く発表している飯澤文夫もその点を指摘する。⁽¹⁾このように当事者の証言があり、その側面に触れた論稿も少なくない。

だが今日では、ポートレースに供するため学生が自主努力で校歌を作ったという、一面の「美談」が人口に膾炙している。その結果、もう一つの側面であり、先行して大きなうねりとなっていた、学生による学内改革運動の所産として校歌が制定されたという点が後景に退き、百年前の校歌誕生をめぐる全貌が見えにくくなっているくらいがある。そこで本稿では、飯澤をはじめとする先行研究を出発点としながら、明治大学校歌制定のもうひとつの背景である、学生による学内改革運動について改めて触れておくことにする。

1 越智七五三吉の証言

校歌制定にあたって奔走した三人の学生の一人である越智七五三吉は、一九三八（昭和十三年）、他の二人である武田孟、牛尾哲造と相談の上、校歌制定前後を回想する「校歌を語る」という文章を残している。⁽²⁾すでに飯澤や軍司も引用している文章である。その一節で越智は次のように述べている。

他の大学の類型の如く、大学在つて校歌が生じた——と云ふが如き平凡さにあらずして、明治大学の校歌は実に

大正期における学生学内改革運動（村松）

明治大学を再建更生せしめた酵母なのである。

欧州大戦の影響によつて、一般文教制度も膨張発展を要請せらるゝ風潮に対し、慢性的財政貧困症に悩む当局者は、徒に他大学の躍新的施設を羨望するのみにて、茫然拱手して所謂時代の苦惱に沈淪してゐたのである。

故に当時我々予科生が決死猛然奮起せなかつたなればどうか。敢て断言しよう——昇格は第二次第三次に廻されたであらう。

所詮は無能の二字につきる当時の学長学監以下理事の総退却の悲劇が流血の惨を織り交せて、前後二回（大正―引用者）九、十年に亘る学生騒動によつて行はれたのである。而もその騒動が学生の記念館占領によつて終幕となり、怒涛のような凱歌が生誕後間もなかつた校歌の合唱によつて掲げられたのである。

——学生の苦闘はあらゆる苦難のコースを紆余曲折にしたにしても、輝かしい成果の影には痛ましい犠牲はあつたにしても、予備校は廃止せられ百鬼夜行の受驗亡者群は消へた、新大学令による大学としての明治大学は、我々学生の手によつて成り、自らの汗と血もて築き上げた大学に先づ第一期の大学生たるを得たのである。

げに本学の校歌こそは、明治大学の時代的転換期の混迷裡に、学生の革新的精神によつて培はれ、空前絶後——時の中橋文相が議会の質問に立ち往生した程の猛烈な学生の当局排斥運動の直前に胎動し生誕し、血の凱歌となつて登場したのである。³⁾

ポートルレースの応援に供するため学生により校歌が作られた、という一半の知識のみでこれに接すると、校歌制定に尽力した学生の一人である越智が、当時の学長や役職者を「無能の二字」と痛罵し、校歌を「血の凱歌」と擬える激越な内容に戸惑いを覚えるであらう。回想のなかで越智は、明治大学校歌を「明治大学を再建更生せしめた酵母」

と位置づけ、「再建」前後の明治大学について起きた出来事について列挙する。

① 財政不足を理由として、大学が大学令（一九一八年）に基づく大学昇格を後回しにしようとしており、それに憤激した予科生が立ち上がったこと

② 一九二〇年から翌年にかけて学内騒動が生じ、学長・学監はじめ理事の総退陣を招いたこと

③ ②の騒動の際に学生が記念館を占拠し、「怒濤のような凱歌」として校歌の合唱がなされたこと

④ 「予備校」が廃止され学内から「受験亡者」が消えたこと⁽⁴⁾

越智の回想では、あたかも校歌制定が、それまでの大学に伏在していた諸問題を解決するシンボルであったかのように語られているのである。また、関連して大学当局を「無能」と呼ぶ原因となった事柄と、学生による運動を通して、その解消が図られたことに触れている。

この越智の回想を足がかりとして、校歌制定をめぐる諸背景を読み取ることができるだろうか。とくに①から③を中心にその道筋をたどってみたい。

二 「大学昇格」をめぐる学生の関与

まず越智が「第二次第三次に廻されたであらう」と述べる、「大学昇格」をめぐる簡単に触れておこう。大学令に基づく大学として明治大学が認可されたのは一九二〇（大正九）年四月のことであり、これは校歌制定の直前にあたる。

一九〇三（明治三〇）年以来、明治大学は「大学」と名乗ってはいたたものの、よく知られている通り、制度上は

大正期における学生学内改革運動（村松）

専門学校令に基づく専門学校であって、正規の大学ではなかった。当時制度上の大学は帝国大学令に基づく官立の総合大学のみであった。一方、明治末年から大正期にかけて、進学率の向上とともに、高等教育の裾野の拡張は官民間わず叫ばれるようになってきた。一九一三（大正二）年の教育調査会、一九一七（大正六）年の臨時教育会議において議論が深められ、官立のほか、財団法人（私立）、地方公共団体による大学設置も認めることが答申された。答申を受けて、一九一八（大正七）年十二月六日、大学令が公布、翌年には「大学規定」「大学設立認可内規」が定められ、関連法制が整備されていた。

これを受けて専門学校に代表される私立の各高等教育機関においても、要件を整えて文部省の認可を受ければ大学になり得ることとなった。しかし大学としての認可を受けるかどうかは、各機関の判断に属することになる。その結果、判断は分かれることとなった。私立大学でも早稲田大学や慶應義塾大学は、早期の大学認可を望んでおり、文部省の課す供託金や設備・教員などの要件は早々とクリアし一九二〇（大正九）年に大学として認可を受けている。

他方で資金不足や、あるいは専任教員の確保困難などの問題を理由として、大学として認可を受けることを見送ろうとした教育機関もあった。たとえば立命館大学では、近隣にある京都帝国大学から多くの教員の出講を受けており、大学令に基づく大学の要件を満たすために、基本金の準備をしてまで「劣等なる専門教員」を置く必要はないとして、大学当局は大学認可については否定的な姿勢をとっていた。⁽⁵⁾しかし結局、校友から大学認可に向けた強い要望が出され、その動きに押されて最終的には認可に傾き、遅れて一九二二（大正十一）年に大学認可されることとなった。

翻って明治大学の場合はどうであつたらうか。⁽⁶⁾明治大学は、いま挙げた早慶、そして立命館と比べると中間的な位置づけであつたといえる。まず明治大学は早慶と同様、早期の大学認可を志向していた。明治法律学校から専門学校

令下の明治大学へと改称をした一九〇三年以降、官立大学と同等の位置づけを目指し、法学部・政学部・文学部（うち募集停止）・商学部・高等予科を設置し、名実ともに「総合大学」となるべく組織を整えてきた。併せて財団法人化をはかり、法人としての財産蓄積を行い、もって大学運営の安定化に資する努力を継続していた。

しかし早慶に比して、大学認可の要件と考えられた法人の基本金蓄積には難渋した。その点でいうと、資金面での裏付けは立命館や、その他の大学認可を目指した私立大学とそう変わるものではなかったといえる。頼りとしていた募金活動が難航したことや、大学の駿河台移転（一九一〇（明治四三））に伴って発生した建築費や施設整備費に消費され、目論見どおり基本金の蓄積をはかることは困難であった。一九〇七年までの基本金申込額一六万七〇〇〇円に対し、実収額は五万六〇〇〇円に留まり、未収金率七〇％近くに達した。さらにそのほとんどは建築費や図書購入費に使用され、一九一〇年には残高が七五三円のみという事態に陥った⁽⁷⁾。その状況は大正初年における明治大学の経営を圧迫する要因となる。

そうした財務状況を改善すべく活動をはじめたのは、大学関係者および校友であった。私立大学の大学認可が日程に上りはじめた一九一五（大正四）年から、校友を中心として明治大学基金募集を行い、大学の基本財産蓄積のための活動を本格化させていく⁽⁸⁾。

ここに至り、その動きに共鳴し、大学認可を目指した学生たちの姿が立ち現れてくる。これが校歌制定にあたった学生たちの先駆的な存在にほかならない。そうした学生生活の受け皿となったのは学友会である。校友が組織的な活動をする母胎として校友会があったが、学生にとって、それに相当する自治組織が学友会である。明治大学と改称した一九〇三（明治三三）には予科学友会が結成され、ついで一九〇五年には大学学友会が組織された。そして一九〇八年に予科学友会は大学学友会に統合するに至った。学友会は端的に「スポーツ促進と学風発揚⁽⁹⁾」を規定しており、

大正期における学生学内改革運動（村松）

以降明治大学において、校友会の下に組織された体育会や語学・演劇・音楽など各種文化活動が活発化していくこととなった。

そして何より学生を組織化する校友会の成立は、学生たちの自治意識の向上にもつながっていった。それは、この大学認可をめぐる動きの中で学生たちが積極的に関与する——時には大学当局と対抗的な関係を生じる——契機ともなる。

その端緒となる出来事が、大学令公布直後の一九一八（大正七）年十二月十六日に開催された学生大会である。主題は明治大学の大学認可をめぐることであった。この学生大会への参加者はおよそ三千名にのぼった。司会として登壇した学生は「光荣ある本大学は新に発布せられたる大学令に依り／当然私立大学として学界最高の位地に立ち／永く国家のため教育の任に当るべき使命を有す／依て此れに吾等学生大会を開き本大学の為に計画するところあらん」（区切りは適宜引用者）と一声を放ち、それに応えた学生たちによる「満場の拍手暫くは鳴り止ま」なかった。続いて大学各科学学生代表者十二名が壇上にて大学認可を望む演説を行ったのち、次の決議文を提出・可決した。

- 一、本大学をして新大学令に依る大学たらしむることを期す。
- 二、本大学当局者及校友と協力して本大学基本金百五十万円以上を募集することを期す。
- 三、本大学に総裁を推戴することを期す。

四、本月二十二日開会の校友大会へ学生代表者拾名を参列せしむること。

なおこれはさきに校友が校友評議会において、大学令公布後の大学認可運動のため、明治大学協議員を設置したことに呼応したものであった。さらに校友は十二月二十二日、全国校友会を開催し、学生大会と同様の決議をはかったうえで、校友から実行委員百名を選出し、寄付の促進を図ることとした。⁽¹⁰⁾

ここで開催された学生大会の段階では、冒頭に紹介した越智の回想にみられるような、大学と学生との激烈な対立は顕在化していなかったと思われる。この模様を報じた「読売新聞」記事の中で、学生大会に出席した明治大学講師藤森達三はつぎのような談話を寄せている。

此の大会は全く学生自らの自覚の下に開かれたもので、彼等は此の新大学令によつて方が一母校が漏れるやうなことがあつてはとの憂慮から実際非常な決心を以て大会を開くに至つたのである。学校の方でも其の熱誠を諒として午後の授業を休んで便宜を図つた⁽¹⁾。

藤森の言から、この段階では大学側は学生の動きに理解をみせ、授業を休講するなどして、便宜を図つたことが窺える。それがどのように転換していき、大学との対立を招くに至るのだろうか。

三 大学予科学生の不満亢進——政治経済学部増設断念をめぐる

大学令の公布から先立つ、一九一七（大正六）年三月号の学内誌「明治大学学報」に、「大学予科修業年限延長並に各学期変更」と題した記事が掲載されている。「世運の進歩に鑑み基礎学の充実を図」るため、これまで九月開始・終了であった学年期を来学年から四月開始・三月終了に変更し、さらに予科の修業年限を延長して二カ年とするとともに、学科に「大刷新」をする、という内容である。

大学予科とは、旧制大学において、大学本科に入る前に二年・三年の普通教育を施した、現在でいえば大学教養課

大正期における学生学内改革運動（村松）

程に相当する課程を指す。大学予科は旧制高等学校と異なり、特定の大学や学校と連携している高等普通教育機関のことである。旧制高等学校は、実態は別として、形式上、特定官公私立大学とは連携をしていない。それに対して大学予科の場合、予科に通う学生の多くが連携する大学に進学することとなる。たとえば明治大学予科の在學生は多くが明治大学に進学する。大学認可を志向する多くの私立大学でこの時期行われたこの大学予科の改革は、翌年にも予想される大学令の公布を前にして、その先行的な整備を期したものであった。翌一九一八（大正七）年の学則案においては、修業年限を二年（第八十条）とし、大学予科を三部に区分し、第一部の法科は、明治大学の法科大学（旧制大学認可前の大学学部相当区分。以下同じ）、第二部の政治経済科は政治経済科大学と文科大学（※文科大学は実際は開講せず）、第三部の商科は商科大学に入る者の課程とされた（第八十一・八十二条）。

こうして一九一八年四月から、大学令公布に先立って明治大学予科の整備がなされた。この年に大学予科に入学した学生たちにとっては、二カ年修業となった予科法科・商科・政治経済科で学んだのち、大学令に基づき認可を受けた大学に入学することが半ば既定のコースとなったのである（なお、大学令後の明治大学予科はさらに修業年限が改正され、三年制（第一種）と二年制（第二種）が併置された）。

予科再編成初年度の一九一八年、大学予科政治経済科に入学した一人に高橋義臣がいた。高橋は札幌時計台で開催された学生雄弁大会で、明治大学雄弁会の弁士・関末代策の演説に感銘を受け、明治大学への進学を志し、予科政治経済科に入学した経緯を持つ¹²。高橋は入学後早速雄弁部の門をたたき、擬国会・夏季遊説などの雄弁部の行事に参加するとともに、雄弁部の仲間と闊達な議論を戦わせた。高橋にとってはいくつかの予科講義も新鮮なものであった。英独などの語学を中心とした一般教養科目の中にあつて、高橋の印象に残ったのは当時予科長を務めていた著名な作家・評論家臨風笹川種郎による漢文の講義であり、学生の求めに応じた浮世絵の話など、含蓄に富んだ脱線も面白い

ものであった。

しかし大学への不満もあった。予科政治経済科の、とくに政治学関連の設置講座がほとんど予科法科のそれと同じであり、しかもその多くが予科法科との合併授業として実施されていた点である。予科政治経済科の学生たちは昼休みになるとこうした不備について机を叩いて議論した。その中心は高橋をはじめとする雄弁部の部員であった。

高橋はクラス委員でもあり、講座や合併授業の問題についてほとんど一人で大学側と交渉を続けた。その際対応したのは学監の田島義方と教務課長であった。二人は高橋の抗弁に怒るわけでもなく「いつもここにこして『よしよし、わかった』と云ってくれたので、改善するものだと思ってい」た。⁽¹³⁾しかし、高橋は予科在学中二年近くにわたって交渉を続けたが、事態はまったく好転しなかった。

実際のところ大学としては、大学認可に注力するためすべての経営資源を集中しているさなかであり、大学予科改善に充てる余力はなく、高橋の訴えはいわば「聞き置かれた」と見るべきであろう。政治経済科の予科学生数が少ないことも、改善が立ち遅れた一因かもしれない。一九一九（大正八）年三月現在の学生数を見ると予科法科一年の学生数が百五十名、商科が百五十二名に対し、政治経済科は三十九名にとどまっている。

一方、大学令に基づく大学認可に向けた申請準備は整えられていく。高橋が予科二年生のときの一九一九（大正八）年十月二十八日、明治大学は文部省に宛て大学設立認可申請を提出した。申請段階における設置大学学部は法学部と商学部であった。法学部は法学科と政治科に分かたれていた。つまり、大学令の認可申請段階において、高橋の所属していた政治経済科は大学本科において政治経済学部として独立することが断念されたのである。

明治大学における大学認可時の学部が法学部と商学部となった理由は、いわゆる「供託金問題」として知られる。先述のように、大学認可を受けるにあたっては基本金の蓄積が課題であったが、大学令内規においては、供託金の国

大正期における学生学内改革運動（村松）

納が必要とされた。供託金の額は申請一学部あたり五十万円であり、一学部増えるにあたり十万円が加算された。

同年に校友や父母および関係者に送られた明治大学設立募金案内状⁽¹⁴⁾においては、「二学部若くは三学部を以て綜合大学を創建」する計画で「金六拾万円乃至七拾万円を基本金として政府に供託可致」しており、募金の進捗次第で含みを持たせているが、まずは予科生の多い法・商二学部の申請を行い、政治経済学部は、供託金の準備が整ってから増設の申請を行うのが、関係者における暗黙の了解であったともいえる。

しかし大学では二学部分の供託金の調達にさえ難渋した。大学では二学部設置に必要な五十万円＋十万円＝計六十万円を六年に分割して毎年十万円ずつ公債で納付する計画であった。しかし供託金の中心として考えていた募金は捗らなかった。校友や大学関係者による募金活動は活発化していたが、申込はされても、肝心の払込が至って低調であった。一九二〇（大正九）年には、基金申込に加えて大学の財産である有価証券、定期預金等含めどうか供託金目標の六十万円に達したものの、募金の払込額は一九二二年に至っても申込額の二十％弱にしかならなかった⁽¹⁵⁾。

このように、分納が待ち受ける供託金納入の先行きに不安はあるものの、一九二〇（大正九）年四月十五日、明治大学は、大学令に基づく大学として認可された。設置学部は申請通り法学部と商学部であり、早稲田大学・慶應義塾大学に続く三番手グループでの大学認可であった（なお専門部には法・商と並んで政治経済科が残された）。

高橋を含む予科政治経済科から大学に進む学生はどうなったか。経済学系の修学を望んでいた予科生は商学部に、政治学の修学を望んでいた学生たちは法学部政治科に所属されることになった。学生数が少なかったことも一つの要因とはいえ、予科時代における合併講義など教育環境の改善も叶わず、さらに予科時代の仲間が引き裂かれ、法・商学部に分属することは、高橋たちをはじめとする予科政治経済科出身学生にとっての大きな不満として残された。政治経済学部の独立・増設は、関東大震災後の一九二五（大正一四）年を待つこととなる。

四 校歌選定の不首尾と学生の不審

一九〇七（明治四〇）年に端を發した明治大学校歌の制定をめぐる動きについては『明治大学百年史』第三巻通史編I等に詳述されているので、明治大学校歌制定の直前である一九一八（大正七）年における、大学・学生共同による校歌制定の動きについてのみ紹介しておく。

「明治大学学報」一九一八年一月一日号に「校歌作成並選定委員囑託」という記事が掲載された。

本学に於ては数年前より学生一般の希望に基きて校歌の作成を謀り、歌詞歌曲の原稿を集収したること既に兩度に及びたりと雖も、種々事情ありて未だ之を制定するに至らざりしが、現今学生に於ても校歌の作成を望むこと亦切在るを以て、今回更に之を懸賞募集すると、為し、本学講師職員学生中より委員を挙げて、校歌選定に關する要務を囑託したり（略）

大学は校歌選定委員として、学監田島義方、同月杖内海弘藏、講師笹川臨風、同素川五来欣造、法科学生藤森良信・政治経済科生佐々木光三（のちの作家・佐々木味津三）・商科学生松下秀夫など、大学側八名、学生側三名で構成される委員を選定し、学生・校友・講師他大学関係者に限定して校歌募集を行った。

過去二度の校歌募集では、これほど学生の希望が前面に出てくることはなかった。この時期に学生から校歌制定を望む声が大きくなってきたことには、学友会の制定などを通して自治活動が高まり、学生の大学への帰屬意識が高ま

大正期における学生学内改革運動（村松）

ってきたことや、何より公布が見込まれる大学令に基づく大学として、ふさわしい校歌を学生が強く希求したことが背景にあるだろう。しかし選定委員の顔ぶれを見るに、学生の希望は大学側に引取られ、最終的には大学主導の動きになったものといえる。作詞の締切は一月三十日と短いものであったが、ともあれ募集に応え、およそ三十編の詞が集まった⁽¹⁶⁾。

だが、この中から明治大学の校歌となる詞は見いだされなかった。六月に選考結果が発表されたが、三編が佳作に選ばれたのみであり、またもや校歌制定はならなかった⁽¹⁷⁾。

その結果、大学主導による校歌選定に学生たちが見切りをつけ、独自に校歌制定をしようとする素地が生じてくるのである。校歌制定に関わった学生の一人である武田孟によれば、その当時の学生大会では、きまって校歌制定の決議がなされていたという⁽¹⁸⁾。同じく武田によると、大学主導の校歌制定が不首尾に終わった翌年にあたる一九一九（大正八）年春の大学予科大会においてもやはり校歌制定決議がなされた。決議を受けて当時予科商科二年生だった武田と、予科政治経済科二年の末木彰、そして前出の高橋義臣が校歌作成の実行委員として選ばれている⁽¹⁹⁾。しかし、この予科大会決議も校歌制定には結びつかなかった。

そして翌一九二〇年の予科大会でも、再度校歌制定に関する決議が行われた。すでに武田は大学商学部に進学していたが、翌年の予科大会の決議に接し、行きがかり上、商学部級友の牛尾哲造、越智七五三吉と語らい校歌制定に関する実行役を引き受けることになった。ここからよく知られている校歌誕生を目指す学生たちの奔走がはじまることになる⁽²⁰⁾。

この動きは、校歌制定一つに関わることではない。予科政治経済科の未整備な教育実態や、三学部揃って認可申請できない事態に陥った供託金の低調な募金実態など、大学当局の学校運営全般に対する学生の不審が顕在化した問題

の一つだったといえる。大学側の面子からいって、学生からの強い要望を受けて大学当局が取り組み不首尾だった校歌制定を、すぐに学生が引き受けて自主制定するというのは、面白い提案ではなかったであろう。さらに、近頃法学部政治経済科の学生が中心となり、大学に改善要求の声を強めていることも、既知の事柄である。大学側は、学生による校歌制定を簡単に認めれば、勢いついた学生がさらに要求を強めてくるだろうことをも想定していたかもしれない。

だが武田は校歌などなくても立派に大学である、という木下友三郎学長を説き伏せ学生による校歌制定を認めさせる。武田は直ちに自身が文学者で詩人・歌人にも知己の多い笹川臨風予科長に相談し、校歌の作詞者候補として児玉花外を紹介してもらった。⁽²²⁾ こうして校歌制定をめぐる物語は歩みをはじめ。

そして、これと時を同じくして、武田が談判した木下学長、そして笹川予科長を含む関係者を巻き込んだ、学生による激的な異議申し立てが発生するのである。

五 いわゆる「植原・笹川事件」の発生と校歌

(1) 学生放校処分、植原・笹川両教授の解職処分とその撤回（一九二〇年十二月）

一九一九（大正八）年に学生側の校歌制定委員として武田のほか選ばれた高橋義臣と末木彰はどうなったのだろうか。武田は、その後の二人について短く述べている。「ところが前記の高橋・末木両君は明大の改革という別の運動に熱中し、ついに未曾有の学校騒動にまで発展させたので校歌の作成どころではなくなった」。「そこで止むを得ず私は、クラス会で協議の結果、自由な立場で一意校歌の作成に邁進することを決議した」⁽²³⁾。

大正期における学生学内改革運動（村松）

武田のいう「明大の改革という別の運動」とは何か。ふたたび高橋義臣の言に戻ることにする。先に触れた通り、高橋は予科時代一年半にわたり、設置講座と合併授業の問題をめぐってその改善を大学側に要求してきた。しかしその改善はなされなかった。そのまま高橋は大学令に基づく明治大学の最初の学生として大学に進む。政治学修学を望む高橋は法学部政治学科に所属した。少し長くなるが高橋の回想を引用する。

僕らの間には、目的の学部に進みえなかったという不満に加えて、また、次のような要求が起ってきました。

政治学科の必修科目として憲法が置かれており、植原悦二郎先生が担当されていた。植原先生はワシントン大学出身で、当時、犬養毅の立憲国民党の代議士でもあったが、明治大学の講師としてもきておられた。比較憲法を講義されたが、当時、こうした内容の講義は少なかったので大変な人気でした。憲法は法学部法律学科でも、また法科や政治経済科の専門部でも必修になっていたので、もう一人明治大学法科出身の松本重敏先生が担当しておられた。しかし、植原先生の方が人気がよく、松本先生の受講者まで聴講にきて教室はいつも満員であり、そのため講義も落ち着いていけないし、質問もできないような状態であった。そこで、政治学科だけで受講できる教室を要求する声が出てきました。

また、必修科目の一つとして社会学が置かれており、明治大学法科出身でワシントン大学でM・Aをとられた藤森達三先生が担当しておられた。藤森先生はもともと経済学が専門であり、社会学の担当は一時的なもので、何か原書を翻訳しておられるだけの感じてあり、僕はきいていても余りよくわからなかった。必修科目である限り、社会学の専門家による講義をききたいものだと要求したものです。

新大学令による大学になったばかりの時期であり、大学当局は形式的要件を備えることばかり考えて、講座の

実質的な整備にたいする配慮が欠けていたのです。⁽²⁴⁾

この回想において高橋は、政治経済学部が設置されず、予科政治経済科出身の自分たちが法学部と商学部に分属せざるを得なかったことを不満の一つとした上で、大学における二つの講義に対する当時の学生の要望を掲げる。一つは合併授業の問題である。当時の人気教員であった植原悦二郎による憲法の講義を合併授業ではなく、とくに政治学部の学生向けに別途実施するように設置してほしいというものである。もう一つが講義の質の問題である。当時社会学講座を担当していた藤森達三は本来経済学者であり、講義自体の評判も良くなかった。そのため、社会学を専攻する研究者による講義を求める、というものであった。

こうしたなか、一九二〇（大正）九年秋となった。武田たちの尽力によって校歌が完成した頃である。不満を抱える高橋の周辺から「予科時代からもう二年近くも大学当局に色々と要求しているが、大学は一体何をしているんだ」という声クラス中で高まってき⁽²⁵⁾た。高橋は予科時代から継続してクラス委員であり、こうした議論をリードする雄弁部の幹事長でもあったので、クラスメートに交渉の経緯を報告するとともに、十一月三十日に、経緯をまとめた文章を大学正門入口の広場に掲示した。

高橋は大学と対立を招かないよう、大学当局を直接批判したり、過激な表現は一使用しなかったという。しかしこれが「檄文」として、かねて不満を蓄積させていた学生間に大きな反響を呼ぶ。

これに端を発する騒動、いわゆる「植原・笹川事件」（木村礎の命名による）については、各新聞に経緯がかなり長期かつ大々的に報じられている。以下適宜新聞記事を使用しながら経緯をたどってみる（なお同事件については、『明治大学百年史』第三巻通史編Iにおいて、木村礎が紙幅を割いて丹念に紹介している。そのため、本稿に関連する事柄にしぼると大正期における学生学内改革運動（村松）

ともに、同書で使用されていない資料を中心に用いて紹介を図ることとする。

このとき高橋が執筆・掲示した文章の内容は明らかではない。そこで、おそらくその文章に書かれていることが一部触れられていると考えられる、「東京日日新聞」記事（明大の学長不信任騒ぎ 憲法社会学の講座問題から）一九二〇年十二月一日付）を掲げておく。

世日正午明治大学政治科学生の一部が昼飯時の学生を突然講堂に集め三百余名の前に於て木下学長及田島学監の不信任を宣言し実行委員を挙げて「政治科の憲法講義は吾々の生命なるが故に法律科より独立すべき事及社会学講座の設立を希望する」旨を交渉することとなった之に対して学校側は「余り突然で了解に苦しむが大部分は予科の生徒らしかつた、憲法の独立講座は来年一月より実施の計画中であり、社会学は現在開いているが一部学生が聴講しない迄で実行委員に対してはよく話す積りであるがまだ誰も来ない」と

高橋は、前に触れた合併授業の解消と、社会学専攻研究者による社会学講座の開講に関する要望の経緯と現状について、文章を認め掲示を図つたと考えられる。高橋の意図したものか、それに接して憤激した予科学生多数を含む多くの学生が集合し、当時の木下友三郎学長と田島義方学監の「不信任」を宣言するに至つた由である。きつかけとなつた事態のその後について触れている「東京朝日新聞」には次のようにある。

（前略）世日午前十時突如同校記念館に学生大会を開き法学部政治経済科の高橋、末木、（同予科の―引用者）藪谷を始め十数名の学生は交々演壇に起つて校風革新に対する熱弁を振ひ

吾人は本大学将来の思ひ学長及学監の勇退を勧告し其の実現を見るまで休校す

の決議を為し委員は直に学校当局に之を提出して午後一時散会した学生側の代表者は曰く「吾々は真に我が大
学を愛するが故に此の叫びを挙げたので昇格後の大学学長としては更に適当な人物を得度いと云ふのが主であ
る、木下学長の功績や人格はもちろん認めて居るが余りに消極的で只事勿かれ主義では将来の発展は期待し難
い、此の意味に於て最も^(マツ)温健に勇退を勧告したので、此の運動には政治科のみでなく商科も法科も予科も全部同
意して居る、一日午再び学生大会を開き、学校当局の回答如何に依つては或は同盟休校を執行するかも知れぬ⁽²⁶⁾

学生たちは校風刷新を叫びながら、その任にあらずとして、木下学長と田島学監の勇退を要求したのである。

翌十二月一日学生大会が開催された。授業を休んで集まった学生千二百名は校歌を合唱し、団結決起を呼びかける
とともに、学長・学監の勇退を求める決議を行った。続いて高橋をはじめとする学生委員七名は、前日決議した木下
学長・田島学監への勇退勧告を携えて両者に面会した。それに対して木下学長は「三十日の学生側会合は烏合の衆に
して学生大会と認めることを得ず、従つて同会の決議したものを学生大会の決議と認めることはできない」と答え
た。学生委員は講堂に引き上げこの学長の回答を伝えると、激高した学生は校歌を合唱し、「同盟休校」「徹底を期せ
よ」という学生の叫びが充満した。そして最後は学長および学監の勇退の回答を得るまで休講すると決議を行った
(写真1 明治大学史資料センター蔵。以下所載は同じ)⁽²⁷⁾。

校歌との関連において、これらの学生大会で注目すべきは「例に依り校歌を合唱」「忽然として足踏みと共に一大
合唱は起り」などと、参加学生たちによる校歌歌唱が定例化されている点である。学生が集合し意見表明する場にお
いて、およそ一月前の十月末に初歌唱・初演されたばかりの校歌合唱が早くも定着を始めていることが窺える。騒動

大正期における学生学内改革運動(村松)

の中心にあった高橋義臣もそのことをいささか誇らしげに語っている。

僕は当時できたばかりの校歌をうたって対立した。校歌の歌い初めをしたのは実は僕らなんだ。⁽²⁸⁾

冒頭で紹介した越智の回想のように、校歌が、異議申し立てをする学生たちのシュプレヒコールの中で合唱されたのである。

一方大学側は関係学生に対して重い処分を課す。学生大会開催同日の十二月一日午後、木下学長と理事は協議の結果、学生大会を開催した高橋、末木をはじめとする学生八名を放校処分にする⁽²⁹⁾と発表した。教授会に諮らず、学長・理事会の専決で処分された学生は、かねてから政治学関連の授業問題をめぐって声を挙げていた法学部政治学科の学生であった。

この運動の初動は、法学部政治科の学生がリードしたものであった。しかしこの放校処分に接し、校歌制定の中心的役割を担った武田孟をはじめとする商学部学生たちも動き出した。「問題の発生以来自重して形勢観望の状に在った商科学生二千三百名も二日午前クラス委員会を開いて断然奮起革新の運動に参加する事となり茲に全校七千の学生は完全に其の結束を固め事件は益々紛糾を来すに至つた」⁽²⁹⁾。そして同日の学生大会において次の決議を行った。

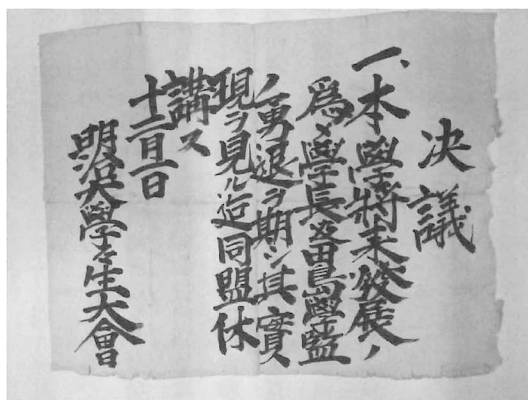


写真1 学生大会決議（1920年12月1日）

決議

一、吾人ハ飽迄当初ノ目的ノ貫徹ヲ期ス

二、吾人ハ吾人ガ信任ナシ得ザル学長ニ依リ為サレタル放校処分ヲ認メズ
右決議ス

大正九年十二月二日

学生大会

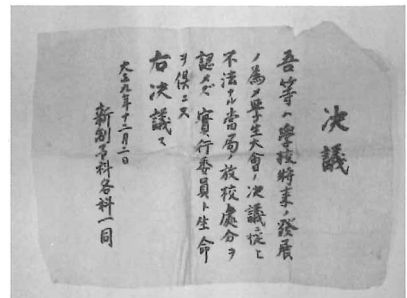
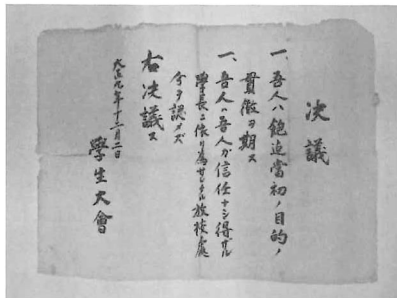
(写真2)

同日、「予科各科一同」も同様の決議を行った(写真3)。

騒動が全学学生の動きとなってきたことを受けて、学長・理事会専決で行われた学生放校処分をめぐって教授会と学生との間で善後策が講じられた。もともとこの騒動において主導的な立場ではなかった商学部学生たちは、事態が収束する見込みが出た段階で商学部教授と会合し、授業継続と、大学発展に専心することを決議した⁽³⁰⁾。さらに十二月八日には校友評議員から選任された十名の特別委員が大学と学生との間に入り協議を行った。

これらの動きをへていったん発された学生たちの放校処分は速やかに取り消しの方向になったようであり、日付ははっきりしないが、高橋によると十二月十日には放校処分は解けたようである⁽³²⁾。十三日には大学は再開した。

大正期における学生学内改革運動(村松)



(右) 写真2 学生大会決議(1920年12月2日)

(左) 写真3 新制予科各科一同決議(同日)

ところが、そのさなかの十二月十日、植原悦二郎教授と笹川臨風予科長が突然解職される事態が発生した。解職の理由は明示されていない。植原は高橋など法学部政治学科の学生が独自の授業を開講するよう求めていた憲法の担当者であるばかりでなく、政治学科の主任で雄弁部の顧問を務めていたこと、また笹川は騒動の発火点の一つであった予科の責任者を務めていたこともあって責任を取らされたのではないかと言われる。³³ 植原・笹川両教授とも事前予告のない解職通知で、植原に至っては大学に出校してはじめて解職を知る有様であった。³⁴

これに対して学生は即座に反応し、法学部政治学科の一年生はもし両教授を復職させなければ、退学することを決議し、予科政治経済科の学生も同様の考えであることを申し合せた。³⁵

学生たちの強硬な姿勢を受け、大学当局は結局、学生の放校処分につき、植原・笹川両教授の解職処分についても事実上撤回に至る。大学側は十二月末に、両教授に対して復職を慫慂したものの二人はそれを拒否した。

だが年が明けて一九二一年にはいっても事態が動かないため、学生が再度同盟休校を大学に申し入れた。大学側は再度両教授に復職を願ひ、その結果両教授は以前の地位や予科学生の進級に関する保証をすること等を条件に復職を承諾した。

それを受けて大学は一月二九日付で、教員任免の権限を持つ文部省に宛て両教授の復職を申請する、と学生に回答した。³⁶ その結果、学生も納得し、いったん事態は沈静化することとなった。

処分後すぐにそれを撤回する大学側の場当たり的な対応には疑問が湧くところであるが、学校当局が意図したことか、当初学生が勇退を要求した木下学長・田島学監は、結果的に辞任を免れた。それがさらに事態を長期化させていくことになった。

(2) 植原悦二郎復職をめぐる学内騒擾 (一九二一年五月)

処分の撤回がなされてから、しばらく学内は平穏を保っていたが、四月の新学期を迎えても文部省より植原・笹川両教授の復職について一向に許可がでなかった。新聞には大学が文部省に復職申請をする一方で、文部省に復職を認めないよう運動をしているのではないか、といったうわさが掲載される程であった。⁽³⁷⁾ 文部省から笹川の復職認可について大学に連絡がきたのは、四月二十八日に至ってからである。⁽³⁸⁾ しかし植原の復職について文部省から回答はなかった。

一人復職が認められた笹川は新聞のインタビューに次のように答えている。「(四月——引用者) 廿九日田島学監が来て文部省が認可したからと云つて復職を慫慂して来た、が私は既に意を決してゐたのでお断りしたすると此の四日に田島学監が再び来てそれでは残念乍ら仰せの通りにしませうと云つて帰つた私と明大とは此の日の限り全く関係を断つたのである」。⁽³⁹⁾ 笹川は、最終的に大学への復職を辞退したのであった。

一方植原に対して文部省から復職許可が出ない理由はどこにあったか。①文部省側から植原の思想が問題視された、②衆議院議員である植原に対する政治的な圧迫、③植原の復職を望まない明治大学関係者による復職妨害等、様々な憶測を呼んだが、詳らかとはならない。⁽⁴⁰⁾

ただ文部省が植原の復職を承認する回答を出さないことは確かであり、学生たちの不審は大学ばかりか文部省におよび、五月末まで二週間にわたつて騒擾が続いた。以下目を追つてその流れを略述する。

五月十二日 学生による文部省訪問

正午、法学部政治科の学生による植原教授復職運動大会が開催された。同大会における決議「元教授植原悦二郎氏の復職を速やかに認可あらん事を希ふ」を携え、代表者八名が文部省を訪問し、南次官に対し要望を行った。⁽⁴¹⁾ しかし

大正期における学生学内改革運動 (村松)

南次官は希望と了とするが本件は目下審議中であるため復職の可否と時期は明言し難いと回答した。

五月十四日 予科大会での植原復職決議

予科大会においても植原の復職および文科大学の設置を決議した。⁽⁴²⁾

五月十六日 全学学生大会での決議と文部省訪問

全学の学生大会が開催された。大会では「一、元本大学教授植原悦二郎氏の復職を熟慮す 二、文部省は速に私学に対する不当なる圧迫を排除し併せて大学の權威を尊重し学の独立自治を保証すべし」との決議を行った。学生約二千名（三千名とする新聞もある）は文部省に向かった。学生たちは木下学長に対し文部省への同行を求めたが、木下は「諸君とは立場を異にするから同行する能はず」と求めを拒絶した。⁽⁴³⁾「雪崩を打つて校内を出た学生一同は道道校歌を合唱しつつ」⁽⁴⁴⁾文部省に到着し、中橋文部大臣との面会を求めたが、不在だったため、文部省の南次官と面会し、要求を行った。

五月十七日 文部省と明治大学の会談

木下学長が文部省に呼び出され、南次官と会談した。会談の内容は詳らかではないが、当時の報道などを見ると、文部省に向けられた学生の批判を再度大学と学生との間の問題に収斂させるべく、文部省から大学側に植原の復職申請を取り下げよう求めたのでは、という見方が多かったようである。⁽⁴⁵⁾文部省から戻った木下学長は会議を招集し、復職申請取り下げを提案したが、否決された模様である。

大学としても申請取り下げを図れば、学生のより強烈な憤激が大学に向くことは明らかであり、呑める話ではなかったであろう。会議終了後田島学監はあくまで文部省に対して復職申請は取り下げないものとしつつ、学生に対して、⁽⁴⁶⁾学業を廢して政治的運動をするものは処分するとの警告を發した。

五月十八日 各私立大学代表連合演説会の開催

植原の復職問題を主題とした、各私立大学学生代表による連合演説会を明治大学において開催する予定であったが、大学から会場貸出が拒絶された。学生は木下学長と会場貸出について直談判したものの、学長はそれを認めなかった。回答に憤激した学生が強行突破を図り、記念講堂を占拠する。その場で学生たちは文部省の学究の自由尊重、植原の復職申請を認めることを決議し、校歌を合唱して散会した。

五月十九日 植原復職について文部省から回答得られず

この日、大きな動きがあった。文部省から大学に宛て植原と大学との復職をめぐる交渉経過について照会があった。それに対して大学は次のように回答した。

元教授植原悦二郎ノ復職方ニ関シテハ去一月二十九日付申請書ノ通り指令相成ル様数御督促致シタルモ御調査中トノ故ニテ新学年開始トナル尚何等ノ指令ニ接サス為メニ長時日ニ涉リ関係学科目ノ授業ヲ休止スルニ至レルハ学生ノ不幸此ノ上ナキニ由リ本学トシテ黙過スルニ忍ヒス止ムヲ得ス申請ハ其儘トシテ一旦本学トノ関係ヲ絶チ適宜後任教員ヲ委嘱シテ授業上支障ナカラシムコト、セリ即チ何等ノ交渉ナキモノナリ
右御尋ネニ依リ及答申候也⁽⁴⁸⁾

これに対する文部省の回答は「同人（植原―引用者）トノ関係相絶エタル趣ナルニ依リ右認可ハ自然其ノ必要ナキニ至リタルモノナルヲ以テ申請ニ対シテハ別ニ指令ニ及ハサルニヨリ御了知相成度⁽⁴⁹⁾」というものであった。

大学としては、文部省から復職認可の回答がないため、復職申請はそのままにしているが、やむを得ず新学期から

大正期における学生学内改革運動（村松）

後任者等（赤神良謙など三名）を委嘱して授業の支障がないようにしている。つまりは植原と現状では何等の交渉がない状況である、と回答したのである。それに対して文部省は、現在大学が植原との関係がないのであれば、申請に対する指令は不要になった、と返答したのであった。

要は、大学が形式上申請を取り下げないようにしたまま、文部省が申請への指令をしない形をとって、形式上の整合を図ったのであり、同時に植原復職問題の打ち切りを企図したことが窺えるのである。

これに対して植原は強い憤りを表明した。「文部省や学校は四五か月の長い間、学生を叛き僕らをペテンにかけて居たと言つても恐らく弁解の辞はあるまい」、そして復職問題をめぐっては大学側が筋書きを考えており、文部省側は単に責任逃れをしたただけだ、と主たる責任はあくまで明治大学にあるとして、その経過を立会演説会にて発表するとした。⁽⁵⁰⁾

五月二十三日 植原・笹川による「明大問題真相発表演説会」

神田青年会館において植原、そして笹川による「明大問題真相発表演説会」が開催され、植原と笹川は自分たちを排斥しようとする明治大学関係者と木下学長の不明を非難し、速記は明治大学に送ると述べた。⁽⁵¹⁾ 植原・笹川とも、今回の事件は両者の復職を望まない明治大学関係者により生起したと考えており、主たる批判の対象は明治大学に対するものであった。この演説会は大学に対する学生の憤激を亢進させた。

五月二十四日 学生大会の開催

朝から学生が大学に集まりはじめた。大学側は学生を一時学内に入れなかったが、最終的に門を開いて学生を入れざるを得なかった。校舎に雪崩を打った学生三千名あまりは学生大会を開き、植原・笹川両教授の復職と学校当局の退陣を要求し、同盟休校を宣するに至った。

大学はこれに対し一週間の休校を決めるとともに、同盟休校を解かないなら実行委員を退学に付するとした。木下学長は「今日のような乱暴を繰返へすやうなら止むを得ない警察力を借りる迄だ」と述べた。⁽³²⁾

五月二十五日 学生十三名の放校・退学処分

学生十三名の放校・退学処分が発表される。そのなかには最初に放校された高橋・末木など四名も含まれていた。こうした処分を受けてさらに学生の行動は激化する。

五月三十日 警官隊の導入と乱闘・木下学長ほか役員 の辞任

同日大学側が授業再開を強行した。それに反対する、騒擾の中心的な役割を担った学生たちが休校勧誘の演説を行ったり、「休校は我等唯一の道なり」等書かれたビラを張り出した。

大学側はついに警官隊の導入を図り事態の收拾を図る。かけつけた警官隊と学生が激しく衝突し双方に負傷者がでた。最終的に学生が警官を押し、講堂を占拠し学生大会を開催した。⁽³³⁾ 大に学生が警官と乱闘を繰り広げるなか、木下学長・田島学監はじめ、鶴澤、掛下両理事は理事会を開催し、ついに辞任することを決した。

その報が入ったとき、学生大会に参加した学生たちは「思はず万歳を叫び雀躍して校歌に拍手子足拍子を揃へて「頑迷な幹部の辞表によつて我等の目的の一部は貫徹し」⁽³⁴⁾と、と湧いた。

一方木下学長は「こゝに至つては最早力及ばず且つは学生の内に負傷者を出したので父兄にも更には不安の思ひをさ

大正期における学生学内改革運動（村松）

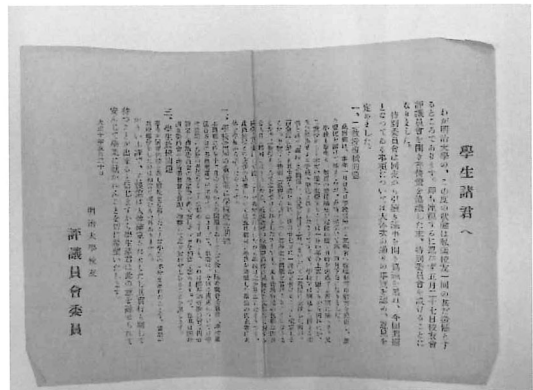


写真4 明治大学校友評議員会委員「学生諸君へ」
(1921年5月30日)

せたといふことは申し訳ないので断然辞表を提出した次第である」と⁽³⁵⁾と
辞任の弁を述べた。

また、学生と大学の間立っていた校友評議員も五月三十日付で
「学生諸君へ」と題した文書(写真4)を配付し、「善後策も大体確定
されましたし其実行も期して待つことが出来ると信じますから学生諸
君は此の意を諒されて安心して学業に就かれんことを切に希望」する
と呼びかけた。学生も納得し、大学は一週間の休校のあと、再開され
た。

こうして、学生の放校と植原・笹川両教授の解職に端を發した事件
は一転して終息を迎えた。

すでに笹川の後任予科長として内海月杖が就任し、植原の後任担当
者として赤神良讓などが着任していた。学長および役員は退陣し、七
月に入り後任学長として富谷銆太郎が選出され、理事も杉村虎一・横
田秀雄・甲能順が就任した。講座の改善も図られ、学生たちの不満も
いったんは収まった。

だが、植原・笹川料教授の復職はならず、また高橋義臣を含む学生
への退学・放校処分も覆らなかった。高橋は植原の手引きで留学の道



写真5 木下学長・田島学監送別宴(1921年10月26日。前列中央が木下前学長、
左隣は田島前学監)

を選んだ。一九二二年十月、高橋と一緒に退学処分になった杉町八重充、峯田茂吉と道を同じくし、渡米して植原の学んだワシントン大学に留学した。

ただ、高橋と大学の縁は切れなかった。十一年の在外生活を経て帰国した高橋は衆議院勤務をへて明治大学政治経済学部教授となり、政治学科長もつとめた。帰国後の高橋を早速明治大学に誘ったのは、学長は辞任したが教授として教鞭を執っていた木下であった。その時のことを高橋は「明治大学は僕を放校処分にしたけれど、今度は迎えてくれるのだなあとしみじみ思いました」と述懐している⁽⁵⁵⁾。木下の心中はわからないが、高橋は再び大学に迎えられたのであった。

むすびにかえて——学生学内改革と明治大学校歌

以上、大正期における学生学内改革運動をたどってきた。そのクライマックスというべきいわゆる「植原・笹川事件」は学生放校と教授解職処分を直接的な契機としていたが、その背景には、かねてからの学生による、授業環境の改善・政治経済学部の独立・学長等役職者の退陣等を要求する、学内改革運動があった。そしてその運動には校歌制定の要求も含まれている。

だが、後年学内改革運動と校歌制定との関係が見えにくくなった理由は、担い手の違いが影響していると考ええる。校歌制定の要求については主として商学部の学生が担ったが、前者三つの要求は法学部政治科の学生がリードした。前者について、校歌制定に関わった武田孟や牛尾哲造はほとんど語っていない。他方高橋義臣も、前者の問題について、商学部の一部学生には応援してくれる者もいたが、教室も異なるし自分たちの問題ではないという意識が強かつ

大正期における学生学内改革運動（村松）

たのではないかと述べている。⁽⁵⁷⁾しかし、中心的に担った層は異なるとはいえ、学内改革運動の一環として、これらの動きは地続きに生じたものである。

冒頭の越智は、武田たちと同じく商学部学生ではあったが、武田によれば「熱血漢」であったという。⁽⁵⁸⁾越智はそのような気質もあり、法学部政治科学生が主として関わった事柄を他人事とはせず、校歌が生まれたもう一つの背景としての学内改革運動との関連を書き残したと思われる。そもそも越智は武田と牛尾と相談の上でこの回想をまとめている。武田と牛尾は自らほとんど語っていないものの、越智の描いた学内改革運動と校歌との関係はもちろん承知していた。

実際、「植原・笹川事件」を当初静観していた商学部の学生も同盟休校の呼びかけに賛同し、異議申し立ては全学生の動きとなっていく。その結果、学内改革運動の象徴として校歌が歌われることになった。

ただし一言しておく必要があるのは、大学令制定前後における高等教育改革のさなか、明治大学のみならず、早稲田大学、東京外国語学校、一橋高等商業学校、関西学院、弘前高等学校など多くの高等教育機関で、学内改革を叫ぶ学生運動が発生したということである。これは新制度に機関が適応していく過程で生じる軌轍の一つともいえ、こうした運動そのものは特段明治大学固有のことではない。

しかし、大正期の学内騒擾において、学生から学内改革の一環として校歌制定の要求が生じたのは、管見の限り明治大学独自の動きであった。これは明治大学生の自治意識の向上を象徴する、きわめて意義のある出来事だったといえる。そしてできたばかりの校歌を、学生大会や街頭で、学生たちは心を一にして高唱した。冒頭越智が述べるように、学内改革の「酵母」として明治大学校歌は誕生し、改革を勝ち取った学生たちの「凱歌」として、歌われたのである。

校歌は学内改革運動の象徴として、大学関係者を悩ませることになった。校歌作曲にあたった山田耕筈は後年次のような回想を残している。

それ(校歌完成——引用者から一カ月も経ったと思う。明治大学にストライキが勃発した。するとある朝である。私の宅に職員の人から電話があった。「あなたの作られた校歌で吾々は麤殺されそうです。楽譜は金庫の奥深くに隠してあるのですが、何か鎮める方法はないものでしょうか」と云うのである。

私は返す言葉に窮した。然し心中密かに思った。それだけの威力を持った校歌を書き得たとすれば……。そう
だ、それでいいのだと。

学校当局にとっては余り嬉しくないエピソードではあるが、それも書き残すべきではあるまい。^{ママ}⁵⁹

山田は、大学当局から、学生が校歌を学内騒擾の一種の武器にしていることを聞き、その沈静化について相談を受ける。山田はその相談を聞いて答えに窮するものの、自ら作り上げた校歌の「威力」を確認するに至る。この回想は校歌制定から四十年近くあとの一九五八(昭和三十三年)に発表されたものであるが、この出来事は山田にとって強烈な印象と、校歌の出来へ自負を残したことであろう。

以降校歌はスポーツの応援や式典をはじめ、様々な折に歌われていくことになるが、校歌の「凱歌」としての側面は残り続けた。昭和初年に各大学で頻発した同盟休校などの学内騒擾においても、明治大学では、学生が氣勢をあげるため校歌を合唱する⁽⁶⁰⁾ことが定例化した。

このように、百年前の明治大学校歌誕生の背景には、ポートレースの応援に供するため、学生が制定したという

大正期における学生学内改革運動(村松)

「美談」の側面と、学生が制定したゆえに具備する「認められざる校歌の反逆性」⁽⁶¹⁾の側面が内在する。表層には前者があるものの、後者は執拗低音として折に触れ噴出し、校歌二番の歌詞にあるような「権利自由」「独立自治」の旗頭が、学生から大学当局に向けて翳されたのであった。

現在明治大学が「建学の精神」とするこれらのフレーズが、大学それ自体を批判・改革する象徴となったのは、学生が制定した明治大学校歌こそが持つ両義性のゆえといえる。校歌制定百年の機に、そのことを改めて胸に刻む必要がある。

【謝辞】

明治大学教育会の田中徹太郎会長による、植原悦二郎の業績と、「植原・笹川事件」の折、学生が校歌を歌唱したことに触られたご挨拶に接する機会があった。本稿はその示唆を受けてまとめたものである。また本稿執筆全般にわたって、校歌に関して先駆的な論稿を数多く発表されている飯澤文夫大学史資料センター研究調査員にご指導を賜った。田中会長と飯澤研究調査員に衷心より御礼申し上げます。

注

- (1) 明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第三卷（通史編Ⅰ）、一九九二年、五七五―五七六頁、軍司貞則『お
お、明治―白雲なびく校歌誕生物語』駿台倶楽部、二〇〇〇年、渡辺隆喜「大正デモクラシー期の学生生活―校歌誕生
前夜の学内状況」『大学史紀要』第七号、明治大学、二〇〇二年所収、飯澤文夫「校歌誕生物語（1〜4）」『いまが未
来を作る』明治大学父母会、第四く七号所収、二〇二〇年、同「校歌誕生百年 我等に燃ゆる希望あり」『明治』第八
七号、二〇二〇年一〇月所収。

- (2) 越智七五三吉「校歌を語る」『商科同窓会誌』第五号、一九三八年十二月所収。
- (3) 同前、八五―八六頁。
- (4) 「予備校」と越智が呼ぶ組織については、筆者は一九〇七年設置の「明治高等予備校」のことと考えている。同校は「高等ノ諸学校ニ入学スルニ必要ナル高等ノ普通教育ヲ授ク」とある（「私立明治高等予備校学則」第一条。なお高等予備校の一部学科目は、一部科目は高等予科（同科は大学予科に組織替えされていく）と合同授業を行う場合があるとされた（『明治大学百年史』第三巻通史編Ⅰ、一九九二年、七二―四頁）。越智の不満は、大学がいわゆる金稼ぎのために受験予備校を併設し、学生が明治大学以外の大学を志すものと机を並べることにあった。越智の述べるようにすぐに予備校が廃止されたわけではないが、同校は一九二五年頃廃止されたと考えられる。
- (5) 『立命館大学百年史』通史一、一九九九年、二七―六頁。
- (6) これらの類型として、秋谷紀男「大学令と大学昇格基金問題―私学の大学昇格基金調達過程の検討」『明治大学史紀要』第十号、一九九二（平成四）年所収、が参考になる。
- (7) 『創立期から大学昇格期に至る明治大学財政事情―会計帳簿の分析』明治大学、二〇一一年、七三頁。
- (8) 前掲書、八四頁。
- (9) 明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第三巻、通史編Ⅰ、一九九二年、五五―九頁。
- (10) 「校友大会及学生大会」『明治大学学報』第二八号、一九一九年一月号所収。
- (11) 「新大学令を迎えた私立大学最初の叫び 明治大学母校の為に大会を開く」『読売新聞』一九一八年二月三日付。
- (12) 「座談会 高橋義臣氏に聴く―「植原・笹川事件」をめぐって（校閲 加藤隆）」『明治大学史紀要』第二号、一九八二年所収、二二頁。本文の高橋の行動に関しては以下同座談会の高橋の発言による。
- (13) 同前、二二頁。
- (14) 「大学設立基金募集案内状」（一九一九年 月日不詳）『明治大学百年史』第二巻史料編Ⅱ、一九九二年所収、一一―四頁。
- (15) 『明治大学百年史』第三巻通史編Ⅰ、六九―一六九三頁。
- (16) 「校歌募集締切」『明治大学学報』第一七号、一九一八年二月一―五―日所収。
- (17) 「校歌原稿調査終了」『明治大学学報』第二三号、一九一八年六月一―五―日所収。
- (18) 武田孟「高寮歌に刺激され◆校歌「白雲なびく」物語」（一）」『明治大学新聞』一九六二年五月一〇日号所収。
- (19) 同「校歌の出来るまで 産みの親武田、牛尾両氏対談 愛校心からの贈り物 ポートレースで初めて発表」『明治大学

新聞」一九五〇年一月一日付所収。

- (20) 前掲対談において武田が「例のポークイースカウトを始めた三島(通陽か?—引用者)君が私に向かって「君達がやらなければ僕がやる」と言い出したのでそれなら少し待てといつてさつそく木下校長のところへ話しに行つて(後略)」と述べている。ここに述べられているのが三島通陽であれば、三島は武田と同年代ではあるが、明治大学に在学していたわけではないので、どのようなきっかけで三島からそのような話が出されたのか興味深いところである。学生団体等と一緒になかったのか、なにかの会合で席を共にしたのは現段階では詳らかとはならず、今後の課題としたい。

- (21) 校歌成立については、『明治大学百年史』第三卷、通史編Ⅰの「学友会と校歌制定」の項(五六七—五七六頁)に詳しい。また飯澤文夫による以下の論稿には関係文献目録も網羅されている。「明大校歌歌詞の成立—西條八十の自筆原稿を追って—付 明治大学校歌関係文献目録」『圖書の譜 明治大学図書館紀要』1、一九九七年、同「明大校歌歌詞の成立 補論—西條八十補作の裏付け資料—付 明治大学校歌関係文献目録 追補」『圖書の譜 明治大学図書館紀要』2、一九九八年(いずれも飯澤編著『飯澤文夫書誌選集 Ⅱ』(文献探索人叢書29) 金沢文圃閣、二〇一六年所収)。

- (22) 武田、前掲「二高寮歌に刺激され◆校歌「白雲なびく」物語」(一)。

(23) 同前。

- (24) 前掲「座談会 高橋義臣氏に聴く—「植原・笹川事件」をめぐって(校閲 加藤隆)」(二二—二三頁)。

(25) 同前、二三頁。

- (26) 「二時に起つた学校の動乱 明治大学生 学長を排斥す 校風革新を叫んで学監にも勇退勧告今日学校の回答次第で同盟休校の勢い」『東京朝日新聞』一九二〇年二月一日付。

- (27) 「勇退勧告を斥け学生八名を放校 明大の問題益險悪 殺氣立つた学生大会 今日から同盟休校」『東京朝日新聞』一九二〇年二月二日付。

- (28) 前掲「座談会 高橋義臣氏に聴く—「植原・笹川事件」をめぐって(校閲 加藤隆)」(二四頁)。

- (29) 「校友頼むに足らずと明大生の痛憤 昨夜深更調停方法を教授会一任の結果全校七千の学生結束し 事件益々紛糾す」『東京朝日新聞』一九二〇年二月三日付。

- (30) 「学生の本分を守れと商科生の決議」『東京朝日新聞』一九二〇年二月四日付。

- (31) 一九二〇年十二月四日付「東京日日新聞」掲載の「復校をゆるして明大の紛擾落着 引掛つてるのは学生謝罪の件 学

生側は学長等に謝罪を迫る」記事において、教授と学生との面会で、学生の放校処分が解かれる見込みであるという記事が出されている。なお記事では笹川が大学当局に対して次のような極めて厳しいコメントを出している。こうしたところに、笹川・植原が解職を招く対立があったかもしれない。「此度の放校処分の不当である事は勿論で斯様な大問題を一言も教授会に計らず而も各部の部長に沙汰もなく其部の学生を放校するといふのは余りにも吾々を無視した仕方放校学生中には全然事件に関係なき者も含まれてゐるに至つては学校の大失態である放校学生には謝罪の上復校させる事になつたが学生側では吾々に謝罪させるなら学長其他の当局者にも謝罪させると迫るので双方顔の立つやうにするには何とか妥協点を発見しなくてはならぬ学長は兎に角学監は此貧乏所帯を張つて行くには余程の手腕家でなければならぬ何分裏面に煽動者があるので面倒になる」

- (32) 前掲「座談会 高橋義臣氏に聴く」「植原・笹川事件」をめぐつて(校閲 加藤隆)二四頁。なお高橋によれば復校処分が解かれるにあつては校友弁護士の小出五郎などの強い働きかけがあつたという。放校処分を解いたことは大学から公式には発表されず、「東京朝日新聞」一九二〇年二月一日四日掲載「放校生登校す 本日学生大会」では、放校学生の放校取消を内密に行つたと報じられている。

- (33) 『明治大学百年史』第三巻通史編1、七五五―七五六頁。

- (34) 一九二〇年二月一日「東京朝日新聞」「読売新聞」「東京日日新聞」はいずれも大きく紙面を割いて解職の経緯を紹介している。

- (35) 「退学届を認めて両教授復職を迫る 明大政治科の一部 予科生も一致講堂」『東京朝日新聞』一九二〇年二月一三日付。

- (36) 「明大二教授は復職へ 笹川、植原両教授の復職を申請」『読売新聞』一九二一年一月三〇日付。

- (37) 「両教授復職に絡まる怪聞 植原笹川両教授の復職許可の中に明大側で不許可を運動して居ると?」『読売新聞』一九二一年四月二二日付。

- (38) 「学生動揺事件経過」『明治大学学報』第五八号、一九二一年七月号所収。

- (39) 「学校の不誠意に当初から復帰を断念したと笹川氏語る」『読売新聞』一九二一年五月七日付。

- (40) 「両教授復職問題をめぐつて大学と両教授との間の仲裁役をつとめた鶴澤繪明は「東京日日新聞」の取材に答え、植原の復職について文部省が調査をしているのは「明大の講義に不穩の言を用いたといふ事が当局の再認可を拒んでゐる理由で学校の認可防止運動は全く嘘である」と述べた(両教授復職で明大また動揺 文部省の態度煮え切らず 学生運動

- 政治的色彩を帯ぶ」一九二二年五月一三日付。
 (41) 同前。
- (42) 「明治大学の予科大会」『都新聞』一九二二年五月一五日付。
- (43) 「二千の明大生 文部省に迫る」「私学庄迫」の決議文を齎して南次官に会見」『万朝報』一九二一年五月一七日付。
- (44) 「明大学生三千文部省前に殺到 学生大会の決議を齎し植原教授の復職を迫る 南次官と会見」『報知新聞』一九二二年五月一七日付。
- (45) たとえば「文部当局の警告に反し明大申請と取り下げず けふ記念館に於ける演説会は学校当局により中止の致命学生記念館奪取の謀計」『東京日日新聞』一九二一年五月一八日付。
- (46) 同前。
- (47) 「記念講堂を大挙占拠 中止の命を肯ず私学擁護絶許」『国民新聞』一九二二年五月二〇日付。
- (48) 「答申書」『明治大学学報』第五七号、一九二二年六月所収。
- (49) 同前。
- (50) 「文部省と明大と八百長解決 後任が決定すれば認可の申請も自然消滅だと 学校に通達 植原氏復職問題」『東京朝日新聞』一九二二年五月二〇日付。
- (51) 「復職問題の明大 両教授辛らつに反対運動の醜裏面を暴き木下学長の愚かさを痛罵」『読売新聞』一九二二年五月二四日付。
- (52) 「明大愈々混乱し遂に同盟休校 学校亦対抗して臨時休業 学生十二名を断然処分」『東京日日新聞』一九二二年五月二五日付。
- (53) 「明大の講堂内で巡查と学生と大格闘木下学長遂に辞職」『東京日日新聞』一九二二年五月三一日付。
- (54) 「血を見た明大騒動も学長 理事の辞職で大詰めに」『読売新聞』一九二二年五月三一日付。
- (55) 前掲「明大の講堂内で巡查と学生と大格闘木下学長遂に辞職」『東京日日新聞』一九二二年五月三一日付。
- (56) 前掲「座談会 高橋義臣氏に聴く」『植原・笹川事件』をめぐって(校閲 加藤隆)三〇頁。
- (57) 同前、二四頁。
- (58) 武田「とっておきの話 校歌「白雲なびく」物語」『明治大学新聞』一九六二年五月一七日付。
- (59) 山田耕筈「白雲なびく駿河台 校歌物語」『紫紺』昭和三十三年版、一九五八年所収、四頁。

(60) たとえば一九三四（昭和九）年に発生した予科施設の整備要求（予科代田橋新校舎に図書館及び講堂、控室の諸設備を完成せよ）ほか六ヶ条に亘る要求条項）をめぐる学内紛争では、学生たちが校歌を合唱し氣勢をあげる模様が記録されている（『明治大学百年史』第二巻史料編Ⅱ、二六三頁）。

(61) 佐々木吉郎「私の学生時代」『明治大学商科同窓会誌』第三号、一九三四年所収、七三頁。